

八王子市市民センターセンター長、副センター長募集要項

1、採用の主体

採用の主体は八王子市民活動協議会（以下、協議会）です。

本協議会は平成 17 年 12 月に NPO 法人資格を取得した民間のボランティア団体で、市民活動団体や個人を支援する中間支援団体です。したがって市の外郭団体ではありません。この協議会が八王子市から指定管理者として、八王子市市民活動支援センター（以下、支援センター）の管理運営を受託しております。従って、支援センター長、副センター長を含む支援センターのスタッフ全員は協議会が採用し、支援センターへ派遣するかたちをとっております。今回も採用の主体は協議会であり、八王子市ではありません。

2、支援センター長、副センター長への期待

支援センターの管理運営は協議会事業の中でも、とりわけ重要な位置を占めており、したがってその責任者である支援センター長、それを補佐する副センター長に対する協議会としての期待は当然のことながら大きいものがあります。そこで、採用に当たっては、次の条件をご承諾ください。

- ①協議会の正会員に登録する。（年会費 5,000 円）
- ②協議会のメンバーとして協議会の運営に積極的に参加協力する。（ボランティアとして協議会の各種会議への出席、イベントへの参加協力等）
- ③協議会の幹部役員として協議会の在り方、方向性、また各種事業の動き等を把握して頂き、協力していただくためにも、協議会理事への立候補をお勧めします。（2年に一度改選）

3、支援センター業務

組織図（別紙参照）

業務 ・センター長（常勤）

- ①センター全体の業務統括
- ②人事管理
- ③渉外担当
- ④その他状況に応じて協議会のサポート

・副センター長（常勤）

- ①センター長補佐
- ②総務・管理業務一般
- ③その他状況に応じて協議会のサポート

・各部門担当部長（非常勤）情報、啓発、広報、ファンド

4、採用条件

- ①勤務時間 センター長 週5日8時間（10：00～18：00）
 副センター長 週4日8時間（9：30～17：30）
 (13:00～21:00 までの遅番勤務の場合あり)
- ②試用期間 3か月
- ③任期 1年（4月～3月）再任あり
- ④給与 センター長 月220,000万円（社会保険・交通費あり）
 副センター長 月160,000円（社会保険・交通費あり）

5. 応募資格

1. 市民活動やボランティア活動の経験のある方
2. 人と接することが好きな人、つながりを作れる人
3. センター全般のマネジメントができる方
4. パソコンの基本操作ができる方
（Word 文書、Excel、メール送受信等）

6. 提出書類

1. 履歴書（職務経験、ボランティア・市民活動経験、セールスポイントを記入ください。）
2. 小論文「あなたが考える、市民活動支援センターとはどのようなものですか。」（800～1600字）

7. 提出方法および募集期限

郵送にて2019年2月28日（消印有効）まで協議会宛に提出ください。

（宛先）

〒192-0083

八王子市旭町12-1 ファルマ802ビル 5階

八王子市民活動協議会

8. 選考

第1次 書類選考

第2次 面接

9. 本件に関するお問い合わせは、八王子市民活動協議会事務局・山中まで